

第二体制

泉州港

区分：「第二体制(津波避難勧告)」

「大津波警報・津波警報」発表時発出

- 1 在港の船舶は、荷役を中止すること。
- 2 在港の船舶は、係留強化等の措置を講ずるか又は安全に出港できる船舶は、港外に避難すること。
- 3 各船舶は、乗組員の生命の安全を第一に考慮すること。

区分：「解除」

「大津波警報、津波警報解除」発表後、港内の安全が確認された場合発出
港内の状況把握に努め、安全を確認して行動すること